

令和7年度

第1回コミュニティ・スクール運営協議会



令和7年5月22日（木）

浜松市立白脇小学校 会議室

第1回白脇小学校コミュニティ・スクール運営協議会式次第

*開催要件（過半数の出席）確認

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 授業参観
- 4 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 5 自己紹介
- 6 学校運営協議会の円滑な進め方
 - ・浜松市学校運営協議会規則確認（浜松市教委より）
 - ・学校運営協議会自己評価について
- 7 議長の選出
- 8 熟議
 - (1) 学校運営の基本方針について
 - (2) いじめ防止等のための基本的な方針について
(校長説明→質疑・熟議→承認)
 - (3) 学校運営協議会の自己目標の決定
 - (4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 9 報告
- 10 連絡

メモ

--

* 次回の学校運営協議会は、11月14日（金）13：15～15：00です。

第1回 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

委員	たぐち ひろし 田口 博
委員	つるや よしてる 鶴屋 義昭
委員	やながわ じゅいちろう 柳川樹一郎
委員	しみず てつお 清水 哲夫
委員	とばやま ひろやす 外波山裕康
委員 (学校支援コーディネーター)	もちづき まな 望月 真菜
委員	おおいし えり 大石 絵理
委員	なかむら まゆみ 中村 真弓

オブザーバー

白脇協働センター	さいだ たけし 齋田 剛志
----------	---------------------------------

学校

校長	じん ひろゆき 神 宏之
教頭	ひろの きよみ 廣野 希代美
教頭	やすかわ たけし 安川 剛史
主幹教諭 (CS担当教職員)	しんば たかふみ 榛葉 崇文
CSディレクター (学校支援コーディネーター)	うえだ けいこ 植田 敬子

浜松市教育委員会

教育総務課	すずき ようこ 鈴木 陽子
-------	---------------------------------

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

学校運営協議会自己評価実施要項

浜松市教育委員会

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

＜評価項目＞

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標

※ 各協議会で追加する項目があれば5以降に設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立白脇小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・学校運営と児童の実態を知る。
- ・重点目標を知り、そこにつながる学校、家庭、地域それぞれが実行できる支援について熟議する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・学校からの要点説明後、保護者目線、地域目線でどういう子供に育ててほしいかについて熟議し、様々な課題や困難に対応できる「しなやかな頭、しなやかな心」の育成に力を入れていくことを確認することができた。
- ・基本方針を具現化していくための、サポートを保護者から地域に広げていく必要性について理解した。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・いじめの理解と対応について、グランドデザインに基づいた学校の対策や取り組みを知った後、「自他の思いを大切にしつつ折れにくく回復力のある子を育てる」ために学校、家庭、地域の役割を明確化した。それぞれの環境の重要性とその役割について話し合うことができた。
- ・登録ボランティアを増やし、ボランティアが学校教育活動の支援をすることによって深い学びに寄与できることを理解し、校内だけでなく地域に向けての支援システムの構築の必要性について熟議することができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・ホームページやCS便り等で発信しているが、それをPTA、地域関係者に理解しているかは分からない。さらに認知度をあげ、一方通行な発信にならないようにしたい。
- ・協働センターにチラシを置いたり、白脇まつりで発信したりして、地域に向けてボランティア募集を行った。保護者ボランティアは100人程度登録があったが、地域への認知度は低い。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・コミュニティ・スクールとして、学校、保護者、地域が一体となっているとはまだ言えない。自治会を巻き込んで、皆で子供を支えていく支援システムの構築について熟議していきたい。
- ・引き続きコミュニティ・スクールについて発信し、保護者や地域につながるの意識をもってもらおう。

【 熟議チェックシート 】

委員名 ()

できている もう少し

評価項目 1		校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
		基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞き置くだけでなく、よりよい学校運営のために建設的な意見を発言できた。
		学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
		学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
		学校運営について、率直に意見を述べることができた。
評価項目 2		学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
		熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
		これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
		協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。

(様式2)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表
委員名 ()

＜本年度の目標＞

--

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

--

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

--

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

--

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

--

令和7年度 浜松市立白脇小学校グランドデザイン

第4次浜松市教育総合計画 基本理念 ～「描く夢や未来の実現」～

- 目指す子供の姿
- 自分らしさを大切にするこども
 - 他者と協働し、主体的に行動できるこども
 - 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

南部中校区の目指す子供像 「思いやりを持ち、きまりを守る子」

学校教育目標

自立するすこやかな白脇の子 ～たくましく しなやかな子～

目指す子供像と重点（★）

頭 確かな学力

- <たくましさ>
課題解決に向けて粘り強く考える子
- <しなやかさ>
★異なる考えを受け入れながら課題に柔軟に対応する子

心 豊かな心、豊かな人間性

- <たくましさ>
困難にも粘り強く立ち向かう子
- <しなやかさ>
★自他の思いを大切にしつつ折れにくく回復力がある子

体 健やかな体、健康・体力

- <たくましさ>
自分の体力を知り、自身を鍛える子
- <しなやかさ>
自他の健康安全を考え、行動する子

◇課題解決に向けて粘り強く考える子

- ・「個別最適な学び(指導の個別化, 学習の個性化)」の充実
- ・学習の基盤づくりとしての「白脇スタンダード」の活用と充実
- ・学び方や考え方などの学習の基礎基本の定着

◇異なる考えを受け入れながら課題に柔軟に対応する子

- ・「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善
- ・「協働的な学び」の充実

◇困難にも粘り強く立ち向かう子

- ・温かな支援と振り返りを生かして社会的資質や行動力を高める生徒指導

◇自他の思いを大切にしつつ折れにくく回復力がある子

- ・友達や異学年との関わりの中で子供の自発的・自治的活動を大切に特別活動
- ・「思いやり」「挨拶」を柱とした指導や支援(挨拶や会釈の推奨)
- ・道徳教育の充実(学年内担任交替授業の実施)(道徳ファイルの活用)

◇自分の体力を知り、自身を鍛える子

- ・確かな運動技能・知識を身に付ける授業づくり
- ・年間を通して運動の習慣化(体力アップ100点カード、なわとびカード、体力アップ月間の設定)

◇自他の健康安全を考え、行動する子

- ・命を守るために正しく行動する力を身に付ける安全指導
- ・けがの防止・心身の健康につながる保健指導
- ・いのちに関する授業の実施

ICT活用 タブレット端末利活用

確かな子供理解 ～一人一人に徹底的にかかわる教育～

「自己決定能力」「自己存在感」「共感的人間関係」「安全・安心な風土」

キャリア教育★

- 「自分をみがく力」 ・ 「かかわる力」
基礎的・汎用的能力 ★ 「のりこえる力」 ・ 「みらいにつなげる力」

安心・安全を守る

- ・ いじめ防止基本計画の確実な実施と見直し
- ・ けが0・事故0をめざす学校環境づくり

開かれた学校づくり

- ・ コミュニティ・スクール＜3年目＞(学校運営協議会との協働)
- ・ 積極的・計画的な情報発信
- ・ 子供・保護者に徹底的に寄り添う相談体制

令和7年度浜松市立白脇小学校 行事計画一覧

4月			5月		6月		7月		8月		9月	
1	火		木	(短5)観劇教室(劇団たんぽぽ)1・2年	日		火		金		月	(特4)(給食なし)身測6年 教育実習
2	水		金	(短5)観劇教室(劇団たんぽぽ)3～6年	月	いじめや命について考える月間	水		土		火	(短5)身測5年
3	木		土	憲法記念日	火	縦割り活動	木	回泳練習日	日		水	(短5)身測4年
4	金	PTA総務会	日	みどりの日	水	尿検査3次 5年短4日課	金		月		木	(短5)1～2年 (短6)3～6年 身測3年 避難訓練
5	土		月	こどもの日	木	5年林間学校	土		火		金	(短5)1～3年(短6)4～6年 身測2年
6	日		火	振替休日	金	5年林間学校	日		水		土	
7	月	(特3)新形式・始業式	水	朝会	土		月	お話の会(担任)委員会	木		日	
8	火	(特3)入学式 2～6年休業日	木	歯科検診2・5年	日		火	縦割り活動	金		月	(短5)委員会 色覚検査(1週間) 身測1年
9	水	(特4)身体測定(高) 4年視力検査	金	1年生を迎える会 PTA総務会	月	クラブ活動	水		土		火	(短4)1年 (短5)2年 (短6)3～6年
10	木	(短5)給食開始 計算力実態調査委員会	土		火	前期縦割り清掃開始	木	代表委 回泳練習日	日		水	(短5)
11	金	(短5)身体測定(中) 6年視力検査 PTA常任理事会	日		水	朝会	金	回泳練習日	月	山の日	木	(短5)1～2年 (短6)3～6年
12	土		月	委員会 教育実習	木	いじめや命について考える日 南部中説明会(児童・体育館)	土		火	学校開庁日	金	(短5)1～3年 (短6)PTA総務会
13	日		火	交通安全教室(1,5,6年) 1年お掃除サポーター	金	スマキータ教室(KDDI) 回泳練習日 PTA総務会	日		水	学校開庁日	土	
14	月	(短4)身体測定(低) 5年視力検査	水		土		月	(短5)三者面談	木	学校開庁日	日	
15	火	(短4)3年視力検査	木	交通安全教室(2,3,4年) 代表委 1年お掃除サポーター	日		火	(短4)1年 (短5)2～6年 三者面談	金	学校開庁日	月	敬老の日
16	水	避難訓練(津波)	金	眼科検診	月	お話の会(担任)委員会	水	(短5)三者面談	土		火	縦割り活動
17	木	6年全国学力学習状況調査(国算理) 4年耳鼻科検診	土		火		木	(短5)三者面談 回泳練習日	日		水	第2回参観会⑤・懇談会
18	金	第1回参観会③ 6年全国学力学習状況調査(オンライン質問調査)	日		水	交通安全「ザ・語る会」⑤	金	(短4)三者面談 回泳練習日	月		木	代表委
19	土		月		木	内科検診4年 1ー1、1ー2、1ー3 回泳練習日	土		火		金	
20	日		火		金		日		水		土	
21	月	(短4)2年視力検査 5年聴力検査 家庭訪問(三島)	水	(短4)尿検査2次	土		月	海の日	木		日	
22	火	(短4)1年視力検査 3年聴力検査 家庭訪問(楊子)	木	歯科検診3・6年 第1回学校運営協議会	日		火	(特4)1学期終業式(給食なし) 県下一斉指導 三者面談	金		月	クラブ活動(3年見学)
23	水	(短4)1年聴力検査 家庭訪問(白羽)	金		月	水泳指導開始	水	5年30分間回泳AM	土		火	秋分の日
24	木	(短4)1年耳鼻科検診 4家庭訪問(瓜内)	土		火	縦割り活動	木	(30分間回泳予備日)	日		水	6年短4(13:00下校)
25	金	(短4)2年聴力検査 1年防犯教室 家庭訪問(寺脇)	日		水	内科検診5年	金		月		木	6年修学旅行
26	土		月	クラブ活動(計画含む)	木	内科検診6年・1ー4・1ー5	土		火		金	6年修学旅行
27	日		火	内科検診3年	金	内科検診2年 回泳練習日	日		水		土	PTA5年生奉仕活動
28	月	(短4)尿検査1次 家庭訪問(中田島、福塚、学区外)	水	(短4)	土		月		木		日	
29	火	昭和の日	木	歯科検診1・4年	日		火		金	(特4)2学期始業式(教科書配付)	月	
30	水	(短4)家庭訪問(予備日) 避難訓練(火災)	金	6年こころの劇場 心電図1年・4年AM	月		水		土		火	新体力テスト3、4年
31			土	PTA6年生奉仕活動			木		日			
授業		16日	20日		21日		15日		1日		20日	
給食		14日	20日		21日		14日		0日		19日	
給食のない 授業日		2日	0日		0日		1日		1日		1日	
	1学期	授業日数		72日			2学期	授業日数		76日		
		給食日数		69日				給食日数		72日		

10月			11月		12月		1月		2月		3月	
1	水	新体力テスト2, 5年	土		月		木	元日	日		日	
2	木	新体力テスト1, 6年	日		火	学校保健委員会	金	年始の休日	月		月	(短5)
3	金	はばたき配付	月	文化の日	水		土		火	清掃班長会(引継) 縦割り活動	火	(短5)
4	土		火	シャトルラン週間～12日	木	音楽発表会	日		水	朝会 5年こども音楽鑑賞教室PM	水	(短5)
5	日		水	(短4)	金	3年スクール119候補日	月		木	5年清掃リーダー開始	木	(短5)
6	月	お話の会(担任) 委員会	木	清掃班長会(朝)・(体育館)	土		火	(特4)3学期始業式 (給食なし)	金	(短5)PTA総務会	金	(短5)
7	火	縦割り活動	金		日		水	身測6年	土		土	
8	水	朝会	土		月	保健週間 3年スクール119候補日 委員会	木	身測5年	日		日	
9	木		日		火	縦割り活動	金	(短5)1～3年 (短6)4～6年 身測4年	月	お話の会(担任) 委員会	月	(短5)
10	金		月	お話の会(担任) 委員会	水		土		火	入学説明会(1年13:00下校)	火	(短4)1～4年 (短6)5～6年 卒業式総練習5・6年
11	土		火	いい声掛けデー 縦割り活動	木		日		水	建国記念の日	水	(短5)
12	日		水	朝会	金	(短5)1～3年 (短6)4～6年	月	成人の日	木		木	(短5)
13	月	スポーツの日	木	(特3)就学時健診(給食なし)	土		火	予告なし避難訓練(今月中) 身測3年	金	(短5)PTA常任理事会	金	(特4)(給食なし)
14	火		金	第2回学校運営協議会	日		水	身測2年	土		土	
15	水		土		月	(短5)三者面談	木	代表委 身測1年	日		日	
16	木		日		火	(短4)1年 (短5)2～6年 三者面談	金	(短5)1～3年 (短6)4～6年	月		月	(特4)修了式 5年卒業式準備 (給食なし)
17	金		月		水	(短5)三者面談	土		火		火	(特3)卒業証書授与式 (給食なし)
18	土		火		木	(特4)三者面談	日		水	お礼の会(地域安全推進委員)	水	
19	日		水		金	(特4)終業式 (給食なし) 県下一斉指導	月	給食週間 委員会	木	6年生を送る会	木	
20	月	クラブ活動(最終)	木		土		火	6年薬学講座	金	(短5)	金	春分の日
21	火	運動会総練習	金		日		水		土		土	
22	水	資源物回収	土		月		木		日		日	
23	木		日	勤労感謝の日	火		金	(短5)1～3年 (短6)4～6年 南部中入学説明会(親子)	月	天皇誕生日	月	
24	金	運動会	月	振替休日	水		土		火	(短4)1年 (短5)2～6年	火	
25	土		火		木	学校開庁日	日		水	(短5)	水	
26	日		水		金	学校開庁日	月		木	(短5)	木	離任式
27	月		木	5年浜松市学力調査(国算)	土		火	縦割り活動	金	(短5)	金	
28	火	運動会(予備日)	金		日		水		土		土	
29	水	(短4)	土		月	年末の休日	木				日	
30	木	代表委	日		火	年末の休日	金	(普5)第3回参観会⑤ 懇談会 第3回学校運営協議会			月	
31	金	6年南部中部活見学			水	年末の休日	土				火	
授業	22 日		18 日		15 日		18 日		18 日		12 日	
給食	22 日		17 日		14 日		17 日		18 日		9 日	
給食のない 授業日	給食日数			1 日		1 日		1 日		0 日		3 日
3学期	授業日数		48 日		年 間	授業日数		1～5年	195 日		6年	196 日
	給食日数		44 日			給食日数		185 日				

令和7年度 白脇小学校経営方針

1 令和7年度 学校経営方針

(1)目標について

- ①教育目標 「自立する すこやかな 白脇の子
～たくましく しなやかな子～」

「自立する すこやかな 白脇の子」とは…、

より良い生活を目指して、
仲間と協力しながら、自分たちで考え、判断して、行動できる、
元気でやる気に満ちた子供

「～たくましく しなやかな子～」は、「自立する すこやかな 白脇の子」を目指すために
より具体化した子供の姿であり、子供たちが社会の担い手として活躍する時代に求められる
力「生きる力」に通じる姿である。

課題解決に向け粘り強く考える知性「たくましい頭」、困難にも粘り強く立ち向かう「たくましい心」、自分の体力を知り、自身を鍛える力をもつ「たくましい体」と、異なる考えを受け入れながら課題へ柔軟に対応できる知性「しなやかな頭」、自他の思いを大切にしつつ折れにくく回復力のある「しなやかな心」、自他の健康安全を考え行動できる力をもつ「しなやかな体」を合わせもった子供

②重点

- ◎学校教育目標「自立するすこやかな白脇の子 ～たくましく しなやかな子～」の具現を目指し、特に、様々な課題や困難にも、柔軟に対応できる「しなやかな頭」と「しなやかな心」の育成に力を入れたい。
- 単元全体を通して、主体的な学び、対話的な学び、深い学びにつながる場を計画的に設定、実施することを通して「主体的・対話的で深い学び」の授業改善を進める。
- 教育活動全体を通して、育てたい力(基礎的・汎用的能力)を明確にしてキャリア教育を推進する。

(2)研修

◎校内研修

単元全体を通して、主体的な学び、対話的な学び、深い学びにつながる場を計画的に設定、実施することを通して「主体的・対話的で深い学び」の授業改善を進める。

※「授業のユニバーサルデザイン」を根幹に据え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「授業のユニバーサルデザイン」…全ての子供にとってわかりやすい授業、過ごしやすい学級

を目指して、教室環境や学習環境の整備、指示や説明の仕方、個に応じた学習方法や教材の提示などに努める。

※「個別最適な学び」・・・「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」

※「協働的な学び」・・・同じ空間で時間を共にすることでお互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことが重要。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していく上で不可欠であり、知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供の関わり合いや子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が一層高まる。

教育活動全体を通して、育てたい力(基礎的・汎用的能力)を明確にしてキャリア教育を推進する。

※本校の子供たちに付けたい力「基礎的・汎用的能力」

かかわる力(人間関係形成・社会形成能力)

自分をみがく力(自己理解・自己管理能力)

のりこえる力(課題対応能力)

みらいにつなげる力(キャリアプランニング能力)

(3)生徒指導、保護者との連携

◎一人ひとりに徹底的にこだわる教育

・確かな「子供理解」・・・見える表れだけでなく、下学年での様子や成育歴、
家庭環境、保護者の考えなども理解した上で

◎生徒指導の4機能を意識して

「自己決定能力」「自己存在感」「共感的人間関係」「安全・安心な風土」

◎子供と保護者との「信頼関係」が学校の基盤

・子供や保護者に徹底的に寄り添う。 →「信頼」へ
・子供や保護者の困り感を、自分事として感じ、そして関わる。
(上からではなく、寄り添い、支える形で)

◎体罰・暴言、怒鳴り声のない指導を

・一時的に体裁は整うが、子供の心に入らない指導になる。 →「不信」へ

(4)学校の安全・安心

◎安全・安心・(健康)は、学校教育の基盤である。

・事故防止のための環境改善や事前対策、情報共有に努めると共に、新型コロナやインフルエンザ等の感染症対策に加え、食物アレルギーや持病に対するケアなど個に応じた対応も丁寧に行う。

(5)年間行事・授業日・週課・日課について

教科担任制、授業の充実

→ そのために・・・授業や行事の在り方(教育目標の具現、重点の達成を目指して、
ニューノーマルを踏まえて)

(6)開かれた学校から地域とともにある学校へ

◎情報公開(ホームページやブログ、学校・学年だよりによる教育活動の紹介や連絡、さくら連絡網の活用……。保護者や地域にも。)

○令和7年度コミュニティ・スクール3年目

○学校の教育活動は、学校学年だより・ホームページ・さくらメール等を通して周知を図る。(幼保小中、PTA、地域、保護者)

※令和5年度 創立150周年記念事業を実施

(7)「働き方改革」を踏まえた視点から

① 業務の在り方を見直す

- ・学習指導、生徒指導、学級・学年経営等の質的内容以外での業務の見直し
- ・教育課程全体 カリキュラムマネジメント
- ・行事の見直し(ニューノーマルを踏まえて)

② 勤務時間を意識した働き方を進める

- ・会議の精選、会議の持ち方の工夫
- ・タイムマネジメントを意識する

こんな白脇小に

◇来たいと思える白脇小に(子供も 保護者も 職員も)

教育課程……………3K(確認・共有・協働)

生徒指導・保護者対応…3S(素早く・誠実に・正確に)

◇当たり前のことが、当たり前に見える白脇小に

「あいさつ」「整理整頓」…

◇主体と協働の姿が見られる白脇小に

特に「協働」は、学校での対面による「学び」の強み

(様式1)

令和 7 年 5 月 23 日

浜松市立白脇小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 中村 真弓 様

浜松市立白脇小学校運営協議会
会 長 田口 博

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年5月22日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 子供たちが、地域に愛着と誇りを持てるよう、地域について知ったり、地域で活躍する方と触れ合ったりする機会を提供すべきである。
⇒ 様々な方面で活躍する地域の方に、講師として活動内容を語っていただいたり、実際に体験させてもらったりする場を設定する。
- ② 地域の方に御協力いただくことで、子供たちの社会性を育てると共に、校内の環境整備を進めていくべきである。
⇒ 校内環境の改善を図るため、栽培活動を進める。園芸委員会児童が、全校児童や地域ボランティアの協力を得て、プランター等を整備する場を設定する。